

京都市告示第524号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第30条の11第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を行いましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和2年1月10日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	確認年月日
小坂田 亜里沙	認可外保育施設 ※	小坂田 亜里沙	京都市上京区	R1. 12. 10
社会福祉法人 梅ノ宮 乳児保育園	預かり保育事業	嵯峨野こども園	京都市右京区嵯峨野千代 ノ道町 14-3	R1. 12. 16
社会福祉法人 京都老 人福祉協会	一時預かり事業	墨染まちとこども保 育園	京都市伏見区深草石橋町 18-1	R1. 11. 27

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施しているため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)